

入 札 説 明 書（公益社団法人堺観光コンベンション協会）

令和 7 年 4 月 2 3 日（水）付で公告した自動車リース契約の入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 契約事務担当グループ

〒590 - 0950

堺市堺区甲斐町西一丁 1 番 3 5 号

公益社団法人 堺観光コンベンション協会 総務グループ

電話 072 - 233 - 5258

FAX 072 - 233 - 8448

E-mail stcb@sakai-tcb.or.jp

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 自動車リース契約
- (2) 納入場所 駐車場（大阪府堺市堺区市之町西 2 丁 2 番 3 1 号）
- (3) 賃貸借期間 令和 7 年 5 月 2 8 日～令和年 1 2 月 5 月 2 7 日まで
- (4) 業務概要 仕様書に定める車両の賃借

3 一般競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) リースに関する堺市登録業者であり、堺市暴力団排除条例等を遵守する者。
- (2) 過去 2 年間に（公社）堺観光コンベンション協会（以下「本協会」という。）又は国、地方公共団体等と、同種類で規模が同等かそれ以上の契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した実績のあるもの。かつ、当該実績を証明できる書類を提出することができる者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しない者。
- (4) 入札参加申込みの締切日から入札日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）による入札参加停止または入札参加回避を受けていない者。
- (5) 入札参加申込みの締切日から入札日までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む）を受けていない者。また、排除要綱第 5 条第 2 号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通知等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）以下「通報等」という。）を受けた当該通報に係る者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立てがなされていない者。（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く）

- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く）
- (8) 当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。）
組合や協会等の各種団体については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

4 日程

1	公告開始日（協会ホームページへ掲載）	令和 7 年 4 月 23 日（水）
2	入札関係書類配布終了日	令和 7 年 4 月 30 日（水）
3	質疑受付期間（メールのみ）	令和 7 年 4 月 23 日（水）～ 4 月 30 日（水）
4	質疑回答日（メールのみ）	令和 7 年 5 月 1 日（木）
5	入札参加資格確認申請書など提出締切日	令和 7 年 4 月 30 日（水）
6	入札参加資格確認結果通知書の交付日	令和 7 年 5 月 2 日（金）
7	入札執行・落札決定日	令和 7 年 5 月 16 日（金）
8	契約終結日予定日	令和 7 年 5 月 21 日（水）

※ 1 参加資格確認申請書は、公告開始日から提出可能とする。

5 入札関係書類の配布

本入札に参加を希望する者は、下記のとおり入札関係書類を受け取らなければならない。

(1) 配布期間

公告日から令和 7 年 4 月 30 日（金）午後 4 時まで

(2) 配布場所

前記 1 の契約事務担当グループ

(3) 配布方法

次の（ア）～（イ）のいずれかの方法による。

（ア）本協会事務所、窓口にて配布

上記配布期間の午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日、年末年始休業を除く）に上記配布場所にて受け取ること。

（イ）本協会ホームページからダウンロードする。

公益社団法人堺観光コンベンション協会ホームページ

(<https://www.sakai-tcb.or.jp/>)

6 入札参加の申込み及び結果通知書の交付

本入札に参加を希望する者は、別紙「入札参加資格確認申請書」（様式第 1 号）等の必要書類を提出しなければならない。

また、提出した書類に関し契約事務担当グループから質問を求められた場合、それに応じなければならない。

(1) 入札参加申込みににおける提出書類、提出期限等

(ア) 提出書類

- ・入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・業務履行実績申出書（様式第6号）
- ・履行実績申出書の内容を証明できるもの（契約書・仕様書の写し等）
- ・必要な金額の切手（重量25g以内）を貼付した返信用封筒

(イ) 提出期限

令和7年4月30日（金）まで（午後5時まで）

(ウ) 提出場所

前記1の契約事務担当グループ

(エ) 提出方法

直接持参または郵送すること。

【直接持参の場合】

上記提出期限内の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始休業を除く）に持参すること。

【郵送の場合】

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、前記1契約事務担当グループに電話連絡し、到達確認をすること。

(オ) その他注意事項

- ①申請に要する費用は、入札参加者が負担すること。
- ②提出書類に虚偽の記載があれば、本入札の入札参加資格を認めないとし、入札参加停止を講じることができるものとする。

(2) 入札参加資格確認結果通知書（様式第7号）の交付

入札参加申込みの事業者に対し、入札参加資格確認終了後、入札参加資格確認結果通知書を交付する。前記3に規定する競争入札参加資格要件を満たさない者については、本入札参加資格を有しないものとし、その旨の理由を付して通知する。

7 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、令和7年4月30日（水）午後5時までに質問書（様式第2号）に質問事項を簡潔にまとめたうえ、FAXもしくは電子メールにて、前記1の契約事務担当者まで送付すること。また送付後は速やかに契約事務担当者まで電話をし、必ず到着確認をすること。質問受付期間は令和7年4月23日（水）～令和7年4月30日（水）午後5時までとし、それ以後は一切受け付けない。質問回答予定日は、令和7年5月1日（木）。

8 入札参加辞退

入札参加辞退届（様式第3号）に事業所の住所、商号または、名称 代表者職氏名を記

載のうえ、代表者印を押印し、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

その際には、本協会から交付した関係書類はすべて返却すること。

(1) 辞退届提出期限

令和7年5月1日（木）午後5時まで。

(2) 提出先

公益社団法人 堺観光コンベンション協会

(3) 提出方法

上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土、日曜日、祝日除く）に持参すること。郵送の場合は、上記期限内に必着とし、電話連絡で到着確認をすること。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和7年5月16日（金）午後3時

(2) 入札及び開札の場所

住所 堺市堺区甲斐町西一丁1番35号

公益社団法人 堺観光コンベンション協会

(3) 入札方法

入札者は、前記（1）の入札及び開札の日時に（2）の場所に出席して所定の入札書をもって応札すること。

(4) 入札書に記載する金額

入札は月額で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の見積に当たっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 入札については別記の「入札に係る注意事項」を熟読すること。

10 入札に参加する者に関する事項

入札に参加する者は、入札者又はその代理人とする。代理人が参加する場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。入札前に委任状（様式第4号）を提出すること。入札会場内への入室は1社1名に限ること。

11 入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者について

決定権者は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者とししない。また、決定権者は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の（１）、（４）のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の（２）（３）のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

- （１）堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止または入札参加回避を受けた場合
- （２）堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）に基づく入札参加除外または通報等を受けた場合
- （３）堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合
- （４）（１）～（３）のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

1 2 その他

（１）契約保証金

- ・本業務の契約に係る契約保証金を納付しなければならない。
- ・契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。
- ・なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

（ア）保険会社との間に本協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

（イ）過去 2 年間に、本協会又は国・地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実にしたとき。

※上記（イ）に該当する場合は、契約保証金免除申出書（様式第 8 号）を提出するとともに業務履行実績証明書（様式第 9 号）を添付すること。

（２）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）契約条項等については、前記 1 の契約事務担当グループで閲覧することができる。

入札に係る注意事項

下記事項を熟読の上、入札に参加すること。

- 1 入札までに入札参加停止等の措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 入札執行前に入札を辞退しようとするときは、入札参加辞退届（様式第3号）を提出すること。
- 3 入札は公益社団法人 堺観光コンベンション協会が交付する用紙によること。
- 4 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑（代理人の場合は受任者印）を鮮明に押印すること。
- 5 入札当日、入札開始前に次の書類を提出しなければならない。
(1) 委任状（代理人により入札を行う場合）（様式第4号）
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないので注意すること。
(1) 入札参加関係書類を所定の期日までに受け取りに来ないとき。
(2) 入札参加資格確認申請書等の提出が期日までにないとき。
(3) 入札参加資格を満たさないもの。
(4) 入札参加資格確認の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなったもの。
(5) 入札時間に遅刻したとき。
(6) 印鑑（代表者の場合は登録した使用印鑑、代理人の場合は受任者印）を持参しないとき。
(7) 代理人により入札を行う場合で、代理人が委任状を提出しないとき。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
(1) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
(2) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
(3) 入札書に記名押印がないとき。
(4) 入札金額を訂正したとき。
(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
(6) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
(7) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
(8) 代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人が、他の入札参加者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）若しくはその代理人を兼ねているとき。
(9) 入札者の資格のない者が入札したとき。
(10) 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
(11) 明らかに当該契約の履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
(12) 再度入札において、前回最低入札価格と同額以上の金額で入札したとき。
(13) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
(14) その他入札に関する条件に違反したとき。
- 8 入札執行中に入札を辞退しようとするときは、記名押印した入札書に「辞退」と明記のうえ、入札箱に投函すること。
- 9 提出した入札書の引き換え、変更又は撤回をすることはできない。
- 10 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中断し、延期し、又は取り止めることがある。
- 11 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- 12 再度入札の回数は原則2回とする。
- 13 再度入札に参加することができる者は、再度入札に付す直前の入札に参加した者とする。ただし、その直前の入札で無効とされた者又は辞退の入札を行った者は参加することができない。
- 14 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- 15 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 16 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（消費税及び

地方消費税相当額)を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てる。)をもって落札金額とするので、入札者は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

17 仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は当該案件の入札の積算、見積以外の目的で使用してはならないこととし、入札終了後に破棄又は責任を持って管理すること。

18 落札決定後、10日(休日を除く。)以内に契約を締結すること。また、契約締結に際しては、見積書(見積内訳明細書)及び堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。